

特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホーム等に係る老人福祉施設設立計画書の提出期限等について
（令和４年度審査分）

令和４年５月１７日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホームに係る老人福祉施設設立計画書に関する令和４年度審査分の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホームについては、「令和４年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、事前審査を行います。

2 特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホームに係る計画について

社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書は、令和４年９月３０日（金）までに設置予定地を所管する福祉事務所又は高齢者福祉課に提出してください。

なお、市内で新たに社会福祉法人を設立する場合は当該市において設立認可を行います。また、地域密着型の施設を計画する場合は当該市町村においても協議等を行うこととなります。このため、当該市等にも協議書等の提出をお願いします。

3 療養病床からの転換に係る計画書の提出について

計画書の提出は随時受付を行いますので、所管の福祉事務所又は高齢者福祉課（地域密着型の指定を受ける場合には市町村）にお問い合わせください。

ただし、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、９月３０日（金）までに計画書を提出してください。